

2014. 9. 11

日本心理学会第78回大会 シンポジウム

宗教心理学的研究の展開(12)―宗教心理学とできること―

死生学から宗教心理学に 期待すること、協働できること

関西保育福祉専門学校 保育科

松田 茶茶

「死生学」とは何か①

「死生学」という項目を探してみると...

- 旺文社 国語辞典 改訂新版(松村・山口・和田(編), 1986, 旺文社)
- 南山堂 医学大辞典 18版(1998, 南山堂)
- 心理学辞典 普及版(藤永・仲(監), 2005, 丸善)
- 発達心理学ハンドブック(東・繁多・田島(編), 1992, 福村出版)
- APA心理学大辞典(繁樹・四本(監訳), 2013, 培風館)



- ★臨床心理学辞典(恩田・伊藤(編), 1999, 八千代出版)

「死生学(thanatology)」

- ・・・死(death)および死にゆく過程(dying)を対象とする研究領域。
死は哲学、宗教学、心理学、精神医学、文学、神学、医学、
法律学、看護学などの分野からの接近が可能である。

「死生学」とは何か②

「死生学」 = 「死生」 + 「学」

・・・「死」と「生」、「死ぬこと」と「生きること」について体系的に考える学問

研究の系・分野・分科・細目
(日本学術振興会, 2014)

4系、14分野、79分科、321細目

このうち

文献タイトルに「死生」 or 「生死」
刊行物名に「各分科名」

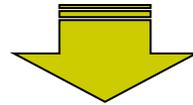
をもつ文献をCiNiiで検索

4系、10分野、35分科 HIT

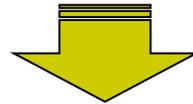
デザイン学、生活科学、科学教育・教育工学、化学社会学・科学技術史、文化財科学・博物館学、地理学、健康・スポーツ科学、ジェンダー、哲学、芸術学、文学、言語学、史学、文化人類学、法学、政治学、経済学、経営学、社会学、心理学、教育学、数学、物理学、建築学、実験動物学、腫瘍学、人類学、農芸化学、森林圏科学、薬学、基礎医学、内科系臨床医学、外科系臨床医学、歯学、看護学

「死生学」とは何か③

「死生学」・・・「死」と「生」に関連するあらゆる問題に、それに適したあらゆる分野／領域からアプローチし、解決を目指す学問



学際性が高すぎる！



それだけ、

“「死」は人間にとって普遍的、不可避的、甚大、厄介な問題であり、
「生」についての深刻な考察が必要とされる”
ということ

「生まれた以上、必ず死ぬ」
「死ぬまでの間、生きている」という人間らしいメタ認知

苦痛

宗教

「宗教」 ⇔ 「死生」の 相互アプローチ

「人間が死というものの存在、ならびにその普遍性、不可避性を意識したとき、その心的苦痛からの救済の道具として宗教を誕生させた。」

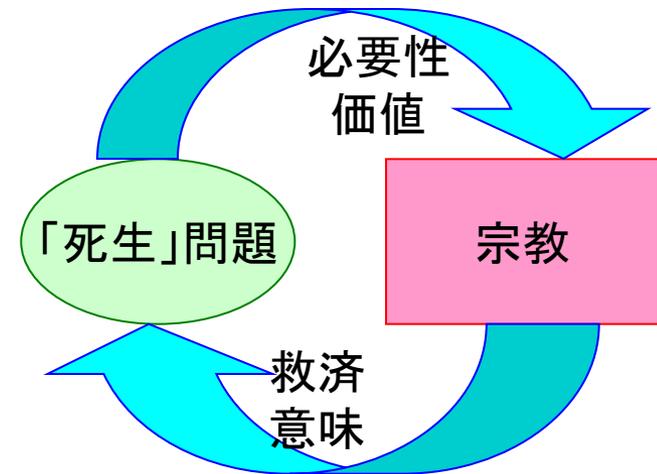
(金児, 1997; 西谷, 1989)

「老いることと死ぬことへの態度は健康への配慮にとって重要な側面である。...(中略)...その都度固有な仕方で諸宗教は生きることと死ぬことに意味を与え、そしてまた信者たちは死を克服した。」

(Klöcker & Tworuschka, 1985)

「死への態度は宗教的心理変数の影響を受け、相互影響も示す。」

(Tomer & Eliason, 1996)



教育法の中の「死生(学)」

「教育基本法」(平成18年12月22日公布)

・・・前文 + 4章、18条 + 附則

○第一章(教育の目的及び理念) 第二条(教育の目標) 第一項

『幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。』

◎第一章(教育の目的及び理念) 第二条(教育の目標) 第四項

『生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。』

○第一章(教育の目的及び理念) 第三条(生涯学習の理念)

『国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。』

教育法の中の「宗教(学)」

「教育基本法」(平成18年12月22日公布)

・・・前文 + 4章、18条 + 附則

○第一章(教育の目的及び理念) 第二条(教育の目標) 第三項

『正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、**公共の精神**に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。』

○第一章(教育の目的及び理念) 第二条(教育の目標) 第五項

『**伝統と文化を尊重**し、それらをはぐくんできた**我が国と郷土を愛する**とともに、**他国を尊重**し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。』

◎第二章(教育の実施に関する基本) 第十五条(宗教教育) 第一項

『**宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位**は、教育上尊重されなければならない。』

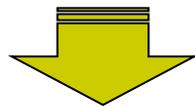
教育法の中の 「死生(学)」と「宗教(学)」

法律上、

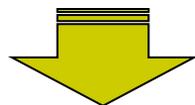
「死生」および「宗教」については、公の教育の中で配慮され、教育されなければならない。



いつ? 誰が? どうやって?



具体的な時期、方法論、有責者の明示なし



「“触れない”のが最も無難で賢明」?

子どもと「死生」の行動問題

少年犯罪のうち、

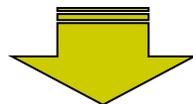
○人間の生命に関わる凶悪犯(殺人、放火、強姦等)
および粗暴犯(暴行、傷害等)の発生件数
(平成26年度上半期：凶悪犯338件、粗暴犯3128件)

減少傾向



○14歳未満の触法少年(刑法)も一定率存在
(平成26年度上半期：凶悪犯36件、粗暴犯732件)

(警察庁生活安全局少年課, 2014)



『「いのちの教育」が大事!』

『子どもにおける、死に関する知識／概念の発達促進のための教育が必要!』

という声

子どもと「死生」の認知問題

「子どもにおける、死に関する知識／概念の発達」



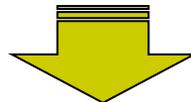
「死の理解不足」と「いのちの軽視」との密接な関連性



素朴理論的



- ・「死についての理解度」と「いのちに対する軽視的行為／認知」を関連付けた実証研究がない。
- ・就学以降の子どもの大多数は死の概念の三大要素を正確に獲得している。
(不動性・不可逆性・不可避性) (股村, 2009)
- ・正確な死の概念の獲得に失敗している場合、他の認知発達上、あるいは生活環境上の問題の可能性も。



「いのちをめぐる問題認知／行動」との関連性

「死の知識的理解」 < 「死への感情的反応」 「衝動性」 「共感性」 等

子どもたちへの デス・エデュケーションの現状

近藤(2009)の全国調査によると、

○義務教育課程校における「いのちの教育」

(あるいはそれに類する名称)の教育活動の実施率・・・ほぼ100%

○上記のうち、年間をとおした実施率・・・小学校38.9%、中学校32.2%



・カリキュラム運営上、時間上、資源上、致し方のないこと

◇死生教育は健康教育の一部であることの認識の低さ

◆教育者側の「死生教育観」の問題



小中学校教員へのアンケート結果

○「いのちの教育」を独立教科とすることへは否定的(賛成意見20.0%)

○「いのちの教育」は学校よりも家庭において実施されるべきとの考え

(62.8%)

○「いのちの教育」という名称に対する抵抗感(35.2%)

幼児への デス・エデュケーション意識①

松田(2013)の調査によると、

(対象：設置母体が宗教系でない保育園／幼稚園65園、
保育士／幼稚園教諭80名)

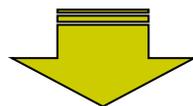
- 自園の園児に対し、「生」や「死」に関する教育が必要だと思う。
・・・9割以上
- 自園で「生」や「死」に関する教育活動を実施している。
・・・9割以上
- 自園での「生」や「死」に関する教育活動は頻繁なほうだと思う。
・・・8割以上

幼児への デス・エデュケーション意識②

松田(2013)の調査によると、

(対象：設置母体が宗教系でない保育園／幼稚園65園、
保育士／幼稚園教諭80名)

- 「生」や「死」に関する教育活動の目的は何か。(三大要素の理解以外)
・・・「感謝」「思いやり」「共感性」「食／健康意識」等
- 「生」や「死」に関する教育活動を実施する上で、園児の宗教的属性についての配慮が必要だと思う。・・・9割以上
- 「生」や「死」に関する教育活動を実施する上で、宗教的な行事や説明は有効だと思う。・・・5割以上



★宗教に対する「接近」と「回避」が混在する、独特のパターン
★教育／保育者側の宗教心理の整理が必要 → 子ども的人格形成

ご清聴、ありがとうございます。

